

## (独) 男女共同参画機構の第 1 期中期計画 (案) について

主務大臣（内閣総理大臣及び文部科学大臣）が指示した「中期目標」を踏まえ、男女共同参画機構が「中期計画」（中期目標を達成するための計画）を作成し、主務大臣が認可を行う必要がある。

中期計画は主務大臣より指示された中期目標を達成するための計画となるが、「中期計画」の記載内容と「中期目標」の本文上の記載内容は概ね同一の内容である。

ただし、Ⅲ「1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進」、Ⅲ「3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施」及び「4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施」については、別途作成するロードマップにおいて、さらに具体的な取組内容を定めている。

- I 政策体系における法人の位置付け及び役割
- II 中期計画の期間
- III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- IV 業務運営の効率化に関する事項
- V 財務内容の改善に関する事項
  
- VI 短期借入金の限度額
- VII 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画
- VIII 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画
- IX 剰余金の使途
- X その他業務運営に関する重要事項
  - 1 予算
  - 2 収支計画
  - 3 資金計画
  
  - 4 内部統制の充実・強化
  - 5 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ体制の充実
  - 6 人事に関する計画
  - 7 長期的視野に立った施設・設備の整備等
  
  - 8 中期目標期間を超える債務負担
  - 9 積立金の使途
  
  - 10 温室効果ガスの排出の削減

中期計画にのみ  
記載がある箇所

中期計画にのみ  
記載がある箇所

独立行政法人男女共同参画機構第1期中期計画(概要)(案)

枠内: 中期目標にはなく中期計画にのみ含まれる事項

項目	主な内容	指標
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、また、全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援するセンタオブセンターズとしての役割	—
II. 中期計画の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	—
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	—	—
1. 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進	男女共同参画に関する国の実施機関として、国だけでなく、地方公共団体や地域の男女共同参画の推進拠点となるセンター、地域の多様な主体(研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等)(以下「関係者」という。)が相互に男女共同参画に関する課題を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構が地方公共団体及びセンター(以下「センター等」という。)に対してノウハウや好事例・先進事例等を共有し、地域の多様な主体との連携・協働を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に80%以上の達成を目指す。</li> <li>・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワーク構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催</li> <li>・全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効果的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブロック会議を開催</li> <li>・ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等の効果的な事業実施に資する専門人材の分野や実績等の情報を掲載した専門人材情報バンクを作成</li> <li>・当該専門人材情報バンクにおいては、起業支援に係る専門人材の情報も収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築</li> <li>・センター等への有識者や機構の職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に150件以上実施</li> </ul>
2. 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動	機構が保有する資料を活用しながら、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた広報や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度の周知など、国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともにセンターが行う広報啓発活動への支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に延べ170か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書をパッケージ化して貸出し</li> <li>・パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・男女共同参画・女性活躍に関する資料を中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化</li> <li>・オンラインによるアーカイブ展示を中期目標期間中に10回以上実施</li> <li>・中期目標期間中に延べ80か所以上のセンターや大学等に、展示パネル(ダウンロード利用含む。)を貸出し</li> <li>・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成</li> <li>・SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。</li> </ul>
3. 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	センター等が関係者と連携・協働しながら男女共同参画・女性活躍を推進できるよう、センター等の職員等に対し、男女共同参画の基礎知識、事業の企画立案及び広域連携の方法、関連施策分野(経済、福祉、教育、防災等)との連携方法など、センター等が地域における連携・協働の拠点として機能するために必要な現下の諸課題に応じた研修を実施することに加え、センター等が関係者と連携し、各地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう、関係者を対象とした研修プログラムの開発及び研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に、延べ30以上の研修を実施</li> <li>・中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む</li> <li>・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る</li> </ul>
4. 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施	地域ごとの男女共同参画・女性活躍に係る現状や課題を可視化するため、センター等が効果的な取組を行うために必要なデータを地域別に集計・整理するとともに、センター等が地域における現状と課題等を把握するために必要な調査手法等についての調査研究や、機構がセンターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に調査研究を延べ10件以上実施</li> <li>・調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供するとともに、機構における研修プログラムの企画・開発の資料として活用</li> </ul>

項目	主な内容	指標
5. 国際的な情報収集や発信	国際会議への出席に加え、国際機関や男女共同参画に関する諸外国の団体等との意見交換、外国政府機関の職員等に対するセミナーの開催等を通じて、我が国の男女共同参画に関する取組の発信や、海外の施策や動向に関する情報収集に努めるほか、得られた知見を広く国内に還元	・中期目標期間中に、国際関係事業を延べ10件以上実施 ・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナー内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る
IV. 業務運営の効率化に関する事項	—	—
1 経費等の合理化・効率化	■ 運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規・特殊要因により増減する経費は除き、一般管理費(人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料を除く)については、今中期目標期間の初年度に比して同額以下とし、業務経費(人件費を除く)については、毎年度、今中期目標期間の初年度の0.375%に相当する額以上の効率化を図る なお、新規に追加されるものは、上記に準じて翌年度から同様の効率化を図る	—
2 調達等の合理化	■ 契約の適正化、調達の合理化等を推進するとともに、他の独法との共同調達の実施による効果的な・効率的な業務運営の推進	—
3 給与水準の適正化	■ 役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、適正化に取り組み、取組状況を公表	—
4 情報システムの整備等	■ 業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等による効率的・効果的な業務運営の実現	—
V. 財務内容の改善に関する事項	■ 収益化単位の業務ごとの予算と実績の管理体制構築 ■ 多様な財源確保による自己収入の確保	—
VI. 短期借入金の限度額	■ 短期借入金の限度額は1億円とする。	
VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画	■ 研修棟、宿泊棟、体育施設等の施設	
VIII. 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	■ なし	
IX. 剰余金の使途	■ 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、広報啓発活動、研修プログラムの開発・充実及び研修の実施、専門的な調査研究の実施、国際的な情報収集や発信、情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善等の充実に充てる。	
X. その他業務運営に関する重要事項	■ 予算、収支計画及び資金計画 ■ 機構の役割や課題等について理事長から全役職員への共有、事業内容に対する不断の外部評価・改善 ■ 文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策への対応 ■ 人事・労務管理について、職員の専門性確保のための研修機会の充実、柔軟な人員配置による効率的・効果的な運営 ■ 本館の改修及び宿泊棟等の施設の撤去 ■ 業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 ■ 国立女性教育会館の積立金残高のうち、内閣総理大臣の承認を受けた金額については、機構法に定める業務の財源に充てる。 ■ 温室効果ガス削減の取組実施	—

赤字：国立女性会館中期計画からの変更箇所  
 下線：中期目標には含まれない箇所

独立行政法人男女共同参画機構中期（第1期中期目標案、第1期中期計画案、国立女性教育会館第5期中期計画）三段表

（主務府省：内閣府・文部科学省）

独立行政法人男女共同参画機構中期目標（案）	独立行政法人男女共同参画機構中期計画（第1期）（案）	独立行政法人国立女性教育会館中期計画（第5期）
<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>＜法人の使命＞</p> <p>機構は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）第3条の規定のとおり、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第8条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成（基本法第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。以下同じ。）の促進に寄与することを目的とする独立行政法人である。</p> <p>我が国では基本法において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現について、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされている。</p> <p>基本法に基づき「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、二つの政策領域（「I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」及び「II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」）に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」が示されている。機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとしての、また、全国各地の男女共同参画センター（以下「センター」という。）等を強力に支援するセンターオブセンターズとしての役割を踏まえ、国、地方公共団体、男女共同参画促進施策に関する活動を行う民間の団体その他の関</p>	<p>序文</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>＜基本方針＞</p> <p>機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、また、全国各地の男女共同参画センター（以下「センター」という。）等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、国、地方公共団体、男女共同参画に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法第8条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たす事業を行う。</p> <p>このため、第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）等で示された政府の方針に則って、男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、広報啓発活動、研修プログラムの開発・充実及び研修の実施、専門的な調査研究の実施、国際的な情報収集や発信を推進・実施する。</p>	<p>序文</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>（基本方針）</p> <p>会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、これまでに蓄積した様々な資源を活用し、女性の活躍をより一層推進するため、国、地方公共団体や教育委員会、男女共同参画センター、女性団体、大学、学校、企業等との連携・ネットワークを一層充実させ、積極的な広報・情報発信を強化し、社会に対して幅広くアプローチすることにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の実現に貢献する。</p> <p>このため、第5次男女共同参画基本計画等で示された政府の方針に則って、研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進・実施する。</p>

係者と連携し、男女共同参画促進施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。

<法人の現状と課題>

基本法の施行から約 25 年を経て、女性の就業率については、いわゆる M 字カーブはほぼ解消し、男性の育児休業の取得率が向上したほか、女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗があった一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆる L 字カーブ問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れが見られ、また、根深い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っているほか、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成や、多様かつ複合的な困難を抱える女性へのきめ細やかな支援の充実に取り組む必要がある。

このように、男女共同参画に関する課題が幅広く多様化する中で、総合的に男女共同参画社会の形成に取り組んでいくためには、機構は国の男女共同参画促進施策を推進するための中核的な機関としての機能を果たしていくことが求められる。

くわえて、我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域において、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げていくことにもつながり、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点によるイノベーションを通じた、経済社会の持続可能性向上にもつながるものである。機構は、地方公共団体等が取り組む、女性の起業支援や男性の家事・育児参画の促進、仕事と介護の両立が可能となるような環境整備を含む働きがい・働きやすさを向上させるための職場づくりの推進、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりの推進等を支援することを通じ、女性に選ばれる地域づくりを後押しし、ひいては、女性活躍の推進による地域経済の発展を実現するとともに、我が国社会全体の活性化に貢献することが求められる。

男女共同参画に関する課題や進捗状況は地域によって異なる中で、全国で男女共同参画社会の形成を着実に促進するためには、地域の実情を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されることが重要であり、そのためには、地域における様々な主体が相互に連携・協働し、地域の男女共同参画に関する個別の課題及びニーズへの対応を進めていくことが必要である。

こうした中、令和7年通常国会（第217回国会）において、基本法が改正され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として「連携及び協働の促進」及び「人材の確保等」が追加されるとともに、地方公共団体が、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となるセンターの機能を担う体制の確保に努めること、機構が同センターを支援し、様々な関係者と連携して、施策を推進するための中核的な機関としての役割を果たすこと等が規定された。

これにより、我が国の男女共同参画に関するナショナルセンターとして、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を速やかにかつ強かに支援するセンターオブセンターズとして、センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援やセンターが行う好事例・先進事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報啓発活動、男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の確保等に向けた研修、各地域が抱える男女共同参画・女性活躍に関する課題やニーズの把握等に必要の調査研究、諸外国との連携などを機構が行うことにより、全国各地のセンターの機能強化を図り、地域の男女共同参画社会の形成の促進のための環境整備、意識改革や行動変容を後押ししていくことが重要である。こうした機能を機構が最大限発揮するためには、所要の人員及び予算等のリソースを確保しつつ、効率的に運営を行うことが求められる。

機構の前身法人においても、女性の資質や能力向上を図るため、地方公共団体の職員や地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う女性団体等を対象に、実践的な学習機会やネットワーク形成の機会の提供を実施してきたが、機構においても引き続きこれまで培ってきた男女共同参画促進施策に関する知見やネットワークといった強みを最大限に生かしていく必要がある。一方、女性教育の観点から研修施設の運営や当該施設における研修の実施を中心に業務を実施してきた前身法人に比べ、機構の目的及び業務の範囲は大きく拡大していることを踏まえ、企業や経済団体等との連携などの更なるネットワークの構築や、社会のデジタル化の進展などに対応した、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業の展開に必要なノウハウの蓄積や人材の育成が急務である。

<中期目標期間における取組等>

以上の機構の使命や現状と課題を踏まえ、次の①から⑥までの取組を実施することが期待される。

また、取組の実施の際には、業務の具体的な範囲や重点事項、重み付

けの整理を行った上で、適切な時間軸を設定した中期計画期間のロードマップを策定するとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努める。

① 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進

男女共同参画に関する国の実施機関として、国だけでなく、地方公共団体や地域の男女共同参画の推進拠点となるセンター、地域の多様な主体（研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等）（以下「関係者」という。）が相互に男女共同参画に関する課題を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構が地方公共団体及びセンター（以下「センター等」という。）に対してノウハウや好事例・先進事例等を共有し、地域の多様な主体との連携・協働を促す。

② 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

機構が保有する資料を活用しながら、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度の周知など、国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともにセンターが行う広報啓発活動への支援を行う。

③ 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

センター等が関係者と連携・協働しながら男女共同参画・女性活躍を推進できるよう、センター等の職員等に対し、男女共同参画の基礎知識、事業の企画立案及び広域連携の方法、関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、センター等が地域における連携・協働の拠点として機能するために必要な現下の諸課題に応じた研修を実施することに加え、センター等が関係者と連携し、各地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう、関係者を対象とした研修プログラムの開発及び研修の実施を行う。

④ 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

地域ごとの男女共同参画・女性活躍に係る現状や課題を可視化するため、センター等が効果的な取組を行うために必要なデータを地域別に集計・整理するとともに、センター等が地域における現状と課題を把握するために必要な調査手法等についての調査研究や、機構がセンターの運

営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。

⑤ 国際的な情報収集や発信

国際会議への出席に加え、国際機関や男女共同参画に関する諸外国の団体等との意見交換、外国政府機関の職員等に対するセミナーの開催等を通じて、我が国の男女共同参画に関する取組の発信や、海外の施策や動向に関する情報収集に努めるほか、得られた知見を広く国内に還元する。

⑥ 業務実施に当たっての留意事項

上記の取組を実施するに当たっては、オンラインの利点を生かした多様なスタイルの研修や調査研究等、デジタル化の進展を踏まえた実施方法を検討するほか、対面型の研修や関係者相互の連携促進の取組を機構の職員が全国各地に出向く形で実施するなど、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開する。

組織及び業務運営に関しては、経費や調達等の合理化・効率化を図るとともに、適切な予算管理を行い効率的な執行に努める。また、理事長のリーダーシップの下、機構が発足した背景や意義、果たすべき役割や課題を全職員が共有の上、迅速に取り組む。あわせて、内部統制等の継続的な見直しやDX等の推進により、業務の徹底した効率化を図るとともに、個々の職員のスキルアップ・専門性の向上を促す。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進  
基本計画において、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、関係者相互の連携・協働を図ることが重要であるとされている。

特に、男女共同参画に関する課題やニーズは地域ごとに様々であることから、関係者が連携・協働しながら、地域の男女共同参画社会の形成の促進に係る個別の課題やニーズへのきめ細かい施策・取組を進めてい

II 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進  
我が国の男女共同参画推進の取組を加速させるために、地方公共団体及びセンター(以下「センター等」という。)が様々な施策分野(福祉、教育、商工、防災等)に対する地方公共団体の関係部局や、民間の関係機関・団体との連携が重要であるため、関係者相互間の連携及び協働の促進のロードマップ(別添1)に基づき、関係者が相互に課題やニーズ

I 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

くことが必要である。

そのため、センターを中心に、その他の関係者とともに地域課題を考えるワークショップを開催するなど、関係者が相互に課題やニーズを共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構がセンター等に対してノウハウや好事例・先進事例を共有する。

【指標】

- ・地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に 80%以上の達成を目指す。

(1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進

機構は、センターを拠点とする地方公共団体における男女共同参画主管部局、商工、教育、福祉、防災等の関連部局及びその他の関係者とのネットワーク構築を支援することで、地域の実情に応じた課題解決ひいては全国的な男女共同参画の推進のための基盤づくりに取り組む。

具体的には、男女共同参画社会の形成に関わる関係者が一堂に会し、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場を設ける。

また、各センター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識について、地域ブロックごとに、機構及びセンター等の職員等の間で、ノウハウの提供や各地域の課題や好事例・先進事例の共有を行う実践的な情報共有及び意見交換の場を設けることにより、各地域におけるセンター等の間のネットワーク構築や連携強化を図る。

【指標】

- ・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワークの構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催する。
- ・全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、センター等に対してノウハウや好事例・先進事例を共有することを含め、以下の取組を実施する。

地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に 80%以上の達成を目指す。

(1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進

①地域の実情に応じた課題解決ひいては全国的な男女共同参画推進のための基盤づくりとして、男女共同参画社会の形成に関わる地方公共団体、企業、大学、女性団体等の関係者が一堂に会し、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場として、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催する。

②全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

③全国を7ブロックに分け、ブロックごとに、機構及びセンター等の職員等の間で、センター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識に関するノウハウの提供や各地域の課題や好事例・先進事例の共有を行うブロック会議を毎年度実施し、各地域におけるセンター間のネットワーク構築や連携強化を図る。開催に当たっては、開催地域のセンター等と緊密な連携を図る。

④ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

⑤ブロック会議と併せて、地方公共団体の男女共同参画担当職員やセンター職員を対象に相談支援、事業の企画立案及び広域連携の方法など

・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効果的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブロック会議を開催する。

・ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

#### (2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有

センター等による効果的・効率的な事業実施を支援するため、センター等の事業や施策分野横断的な取組、広域連携の方法等に関する好事例・先進事例の収集を行うほか、これらの事例についてセンター等への情報発信・横展開を行うとともに、専門人材の分野や実績等を掲載した専門人材情報バンクを作成する。特に、女性の経済的自立の実現のために、女性の起業支援や地域の意識改革等に係る専門人材の情報を優先的に収集し、センター等の求めに応じ、マッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

#### 【指標】

・将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等の効果的な事業実施に資する専門人材の分野や実績等の情報を掲載した専門人材情報バンクを作成する。

・当該専門人材情報バンクにおいては、起業支援に係る専門人材の情報も収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

#### (3) センター等に対する助言等

センター等に対して、有識者や機構の職員を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業の実施、現状や課題の把握等への助言等を行う。

特に、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、センター等が地域の企業や経済団体向けの講座や学校における出前講座を実施するための基本的な教材や効果的な広報啓発のノウハウ等を提供し、センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等に対する効果的な研修を実施することを支援する。

#### 【指標】

男女共同参画事業実施に関する実践的な研修を行い、効果的・効率的な事業展開を支援する。

#### (2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有

①センター等による効果的・効率的な事業実施を支援するため、センター等の事業や施策分野横断的な取組、広域連携等に関する好事例・先進事例について、全国会議やブロック会議、センター等職員に対する研修等を通して収集し、これらの事例についてセンター等へ情報発信・横展開を行う。

②センター等の効果的な事業実施に資する専門人材について、全国のセンター等からブロック会議・ヒアリング等を通じて収集の上、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、その専門分野や実績等についても掲載した専門人材情報バンクを作成する。その際、女性の経済的自立実現のために女性の起業支援に係る知見を有する人材の情報を優先的に収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

#### (3) センター等に対する助言等

①センター等に対して、有識者や機構の職員等を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業の実施、現状や課題の把握等への助言等を行う。

②センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等に対する効果的な研修等を実施する取組を支援するため、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、男女共同参画についての基本的な教材や効果的な広報のノウハウ等を提供する。

③センター等への有識者や機構職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に150件以上実施する。

・センター等への有識者や機構の職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に150件以上実施する。

【重要度：高】

全国各地で男女共同参画・女性活躍を推進するためには、地域における男女共同参画・女性活躍に関する多様な関係者が連携・協働して取り組むことが重要であるため。

2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

基本計画において、地域により男女共同参画に関する情報や取組に差があることから、住民に身近な地方公共団体その他の関係者と連携して、地域における広報啓発活動の一層の推進を図ることが必要であるとされており、機構は、男女共同参画社会の形成の促進に当たってのナショナルセンターとして、保有する資料を活用しながら、男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともに、センター等における資料の充実を図るため、こうした資料をセンター等に共有し、男女共同参画に関する専門的図書への市民の情報アクセスの確保及びセンター等で実施する講座や広報啓発、研修等と連動した活用を促す。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、関係機関等と連携して分かりやすく提供し、国内外への広報啓発活動を充実・強化する。

また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

(1) 男女共同参画・女性活躍に資する情報の提供

男女共同参画や女性活躍について、地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、関係者において、情報を有効に活用し、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につなげられるよう整理・提供する。その際、センターの職員等の利用ニーズの高い資料について、機構が保有する資料をデジタル化するとともに、電子書籍の購入を優先的に進め、各センター等において広く活用できるようにする。また、収集した資料を活用して男女共同参画社会の形成の促

2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

男女共同参画に関するナショナルセンターとして、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、地方公共団体や関係機関・団体等と連携して分かりやすく、かつ、活用しやすい形で提供し、センター等の事業における活用を促すとともに、国民の理解を深めるための広報啓発活動を充実させる。

また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

(1) 男女共同参画・女性の活躍推進に資する情報の提供

①センター等において、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につなげられるよう、地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集・整理し、専門家のみならず広く国民に対してわかりやすく提供する。

進について国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

【指標】

・中期目標期間中に延べ 170 か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書をパッケージ化して貸し出す。

・パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

(2) 男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進  
男女共同参画・女性活躍に関連する歴史的資料について、有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。

また、保有する資料のデジタル化を進め、オンラインによるアーカイブ展示を実施する。

【指標】

・男女共同参画・女性活躍に関する資料を中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化する。

・オンラインによるアーカイブ展示を中期目標期間中に10回以上実施する。

・中期目標期間中に延べ80か所以上のセンターや大学等に、展示パネル（ダウンロード利用を含む。）を貸し出す。

(3) 積極的な広報啓発活動の充実・強化

機構のプレゼンスを高めるため、機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下に効果的な広報啓発活動を推進する。SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

②図書をテーマ別にパッケージ化し、中期目標期間中に延べ 170 か所以上のセンターや研究・教育機関等に貸し出す。

③パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

④センター職員等による所蔵資料の利用を促進するため、デジタル化を進めるとともに、電子書籍の購入を優先的に進める。

(2) 男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進

①男女共同参画・女性活躍に関連する歴史的資料を着実に継承するため、これまで収集した資料の整理保存を進めるとともに、新たな資料について、有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し、中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化する。

②保有する資料の活用を促進するため、アーカイブシステムにおいて、公開可能な資料のオンライン公開を進めるとともに、中期目標期間中に10回以上のアーカイブ展示をオンラインで実施する。

③中期目標期間中に延べ80か所以上のセンターや大学等に、展示パネル（ダウンロード利用を含む。）を貸し出す。

(3) 積極的な広報啓発活動の充実・強化

①機構のプレゼンスを高めるため、機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下に効果的な広報啓発活動を推進する。SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間 35 万件以上達成する。</li> <li>・SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。</li> </ul> <p>3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施</p> <p>基本計画において、持続可能な地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠であるとされており、センター等が地域の拠点として男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の育成を進めることが重要である。そのため、機構は、センター長、管理職、初任者等の階層別の研修プログラムや、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等について、研修プログラムを開発・実施することにより、地域の多様な課題及びニーズに応じた男女共同参画に係る事業の企画・実施における専門性向上を図る。</p> <p>また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。</p> <p>オンライン研修について、受講者の利便性を高め、多くの受講を可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。</p> <p>また、研修の一部のコンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。</p> <p>(1) センター職員等の育成・専門性向上</p> <p>センター等の職員等の初任者を対象とした基礎的な研修の更なる充実を図る。具体的には、男女共同参画の基礎知識や関連の法制度、各センターが地域のニーズを把握するための手法、事業の企画立案及び広域連携の方法、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、着任後間もない時期に一括して学べるような研修プログラムを開発・充実し、研修を実施する。</p>	<p>②調査研究の成果や事業の内容及び実施報告等の記事を積極的に掲載するなどを通じ、ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間 35 万件以上達成する。</p> <p>③SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。</p> <p>3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施</p> <p>センター等における地域の多様な課題・ニーズに応じた事業の企画・実施を支援するとともに、その専門性向上を図るため、研修のロードマップ（別添2）に基づき、センター長・管理職・初任者等の階層別研修のプログラムの開発・実施に加え、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等に関する実践的な研修プログラムを開発・実施する。</p> <p>また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。</p> <p>オンライン研修について、受講者の利便性を高め、より多くの受講につながることを可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。</p> <p>また、研修の一部コンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。</p> <p>(1) センター職員等の育成・専門性向上</p> <p>①センター等の職員等の初任者を対象に、男女共同参画の基礎知識や関連の法制度、各センターが地域のニーズを把握するための地域住民へのアンケート調査の企画・実施等の手法、事業の企画立案及び広域連携の方法、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、着任後間もない時期に一括して学べる研修プログラムを開発・充実し、研修をオンデマンドにより実施する。</p>	<p>1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施</p> <p>男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させるためには、社会のあらゆる分野において男女共同参画や女性の活躍を推進する人材の育成が不可欠である。</p> <p>このため、第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、会館が実施すべき研修を定めた研修体系図（別添1）に基づき、地方公共団体、男女共同参画センター、教育委員会、学校や大学などの教育機関、企業や女性団体など民間団体等と連携して以下の3分野の研修を毎年度実施し、研修参加者に対して、研修内容に応じた効果測定を行い、85%以上から肯定的な評価を得る。</p> <p>また、持続可能な開発目標（SDGs）のジェンダー主流化やゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」への対応や脆弱な状況におかれている女性には、より深刻な影響を与える新型コロナウイルス感染症や、近年、毎年発生している自然災害などの新たな課題に対応するため、当該課題を盛り込んだ研修の実施に取り組む。</p> <p>実施したプログラムについては、その新規性と積極性を踏まえた評価を行う。</p> <p>(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成</p> <p>①地方公共団体や男女共同参画センター等地域において、女性の活躍や男女共同参画を推進するリーダー、企業において女性の活躍やダイバーシティを推進するリーダー等の男女を対象とし、女性が活躍できる組織の在り方、課題把握、課題解決のための取組の在り方、男性の育児参画支援などについて、関係機関と連携して実践的に学習する研修を実施する。</p>
--	---	--

さらに、現下の諸課題に応じて研修プログラムを充実させるとともに、これらの研修を分野別及びレベル別に体系化することで、各受講者の進捗を明確化し、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。

【指標】

- ・中期目標期間中に、延べ30以上の研修を実施する。
- ・中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。
- ・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

(2) 地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上

センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座や助言等を効果的に行うことができるよう、センター等の職員等が地域の企業や経済団体向けに活用できる、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する。

教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状や課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう研修や教育・学習支援等を実施する。

また、教育委員会やセンター等と連携し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進に資する研修の充実を図る。

女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員等向けや、デジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける好事例・先進事例を収集し、広く発信するとともに、関係者と連携して研修プログラムの提

②センター等職員の専門性向上を図るため、男女共同参画にかかる現下の諸課題に応じた研修を充実させ、オンデマンドにより実施する。

③中期目標期間中に、延べ30以上の研修を実施する。

④中期目標期間中に、研修プログラムを分野やレベル、職員の階層などに応じて体系化するとともに、各受講者の進捗を明確化する枠組みを整備する。あわせて、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。

⑤毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

(2) 地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上

①センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座等で効果的に活用できるよう、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する。

②教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等を対象に、学校における男女共同参画に関わる現状・課題の把握、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性、教職員等における性別役割分担意識の解消など、学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進に資する研修等をオンデマンドにより実施する。

③女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員向けやデジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける事業の具体的な成果や効果検証の手法等も含め、好事例・先進事例を収集し、広く発信するととも

②女性の活躍のための環境整備を推進するため、オンラインも活用した参加者同士のネットワークの構築を促進し、多様なリーダーが分野を越えて横断的に情報交換を行い、課題を共有し、解決策を探る機会を提供する。

③毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(2) 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進

①学校教育における指導的地位（校長や副校長・教頭）に占める女性の管理職割合を高めるため、教員の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を含めた研修を実施し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の充実を図る。

②教育委員会や男女共同参画センター等と連携して研修参加者を募るとともに、オンラインを活用した参加者同士のネットワークの構築を図る。

供に向けた検討を行う。

【指標】

・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

(3) 困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成

センター等における幅広い分野の相談に係る対応力の向上や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度等の知識の習得、関係機関等との連携のノウハウ向上を図るため、相談員及び相談支援事業担当者向けの研修の強化を図るとともに、困難な問題を抱える女性向けの支援だけでなく、男性への相談支援も含め、現下の諸課題に応じた幅広い分野に係る研修プログラムの開発及び充実を図る。

【指標】

・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修の見直しを図る。

に関係者と連携して研修プログラムの提供に向けた検討を行う。

④毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

(3) 困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成

①センター等の相談員及び相談支援事業担当者を対象に、幅広い分野の相談に対する男女共同参画の視点での対応力の向上や、関連する法制度等の知識習得や関係機関との連携等のノウハウ向上を図るための研修をオンデマンドにより実施する。

②研修の実施に当たっては、困難な問題を抱える女性向けの支援だけでなく、男性への相談支援も含め、現下の諸課題に応じた幅広い分野に係る研修プログラムの開発及び充実を図る。

③毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

③毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(3) 困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成

①内閣府、警察やNPOなどの関係機関と連携し、男女共同参画センター等において、困難な状況に置かれている女性を支援する人材を育成するために、専門的知識・技能の向上を図る研修を実施する。

②毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(4) 新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施

①新型コロナウイルス感染症や自然災害などは、全ての人の生活を脅かすと同時に、特に女性や脆弱な状況にある人々により深刻な影響を与えている。これらを踏まえて、男女共同参画の推進に影響を与える新たな課題等に対応した研修プログラムを開発し、研修の実施・支援に取り組む。

②また、新たな課題には、自治体等の複数部局にまたがったり、大学や学校、企業等異なる組織に共通するものも想定されるため、必要に応じ課題に関係する者が組織を越えて参加可能な課題別研修の開発に取り組む。

③実施したプログラムについては、研修参加者へのアンケート

#### 4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

基本計画において、政策の立案に際しては、可能な限り、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）等を活用するとともに、ジェンダー統計の充実の観点から、男女別データの把握及び利活用の促進に取り組むこととされている。機構は、男女共同参画社会の形成に向けた取組を効果的に推進するため、各地域の男女共同参画・女性活躍の推進状況等を客観的に把握するための調査研究を行い、政府における政策立案や実施を支えるEBPM機能の強化を図る。

また、各地域によって、男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、それらについてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要である。

そのため、機構は地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題を可視化するため、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状を把握し、諸課題の解決のために効果的な取組を行えるよう、必要な統計データ等を地域別に集計・整理を行うとともに、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を把握するために必要な調査手法等について調査研究を実施の上、センター等に提供する。

#### 4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

男女共同参画社会の形成に向けた取組を効果的に推進するため、調査研究ロードマップ（別添3）に基づき、各地域の男女共同参画・女性活躍の推進状況等を客観的に把握するため、中期目標期間中に、以下の調査研究を延べ10件以上実施する。

特に、地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題の可視化のための調査（ジェンダー統計）とセンターの運営及び事業に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究に優先的に取り組むこととしつつ、新たな課題が生じた場合には、課題別の調査研究にも取り組む。

（1）地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題の可視化のための調査（ジェンダー統計）の充実

- ①地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題を可視化することで、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状を把握し、諸課題の解決のために効果的な取組を行えるよう、必要な統計データ等を地域別に集計・整理を行う。
- ②センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を把握するために必要な調査手法等について調査研究を実施の上、センター等に提供する。

ト調査等を実施するほか、その新規性と積極性を踏まえ、そのプログラムが男女共同参画を推進する上で効果的であるなどの観点から評価を行う。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

#### 2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施

ロードマップ（別添2）に基づき、男女の置かれている状況を客観的に把握するための調査研究を実施する。

- ①初等中等教育分野における女性教員の管理職の登用や初等中等教育分野における男女共同参画の促進及び持続可能な開発目標（SDGs）に関する教育機会の拡大に伴う教員の理解促進等に資する調査研究を実施する。
- ②ジェンダー統計についての国際的動向に関する情報を収集するとともに、地方公共団体や男女共同参画センターにおけるジェンダー統計の利活用の促進を図る。
- ③女性のキャリア形成や意思決定過程への参画についての調査研究を行うとともに、男女共同参画センター等において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて更に深刻化する困難を抱えた女性支援の在り方等についての調査研究を実施する。
- ④調査研究で把握された現状と課題等の成果は、研修プログラムの作成等に活用する。

<p>また、センターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。</p> <p>さらに、各センター等が把握した地域の様々な課題や事業のニーズ等について、定期的に収集・整理すること等により、地域ごとにきめ細かな課題把握・分析を行い、その結果について関係者へ共有する。</p> <p>そのほか、女性の経済的自立に関する調査研究や初等中等教育分野における男女共同参画の促進に資する調査研究に加え、新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究を行い、その成果を広く関係者に提供する。</p> <p>調査研究で把握された現状と課題の成果は、地域における関係者間での連携促進や研修プログラムの作成等の基盤として活用する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に調査研究を延べ10件以上実施する。</li> <li>・調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供するとともに、機構における研修プログラムの企画・開発の資料として活用する。</li> <li>・調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、機構の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、分かりやすい冊子や動画にまとめて発信する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域によって、男女共同参画社会の形成に係る状況や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、その状況や課題についてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要であるため。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>センター等において、統計調査の実施や調査に必要なセンター等内外の組織との連携のノウハウの不足等により、地域間での比較分析等ができないといった課題がある中で、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を可視化・把握するためには、機構として、全国の各地域単位の多様な統計データについて把握・分析するこ</p>	<p>(2) センターの運営及び業務に関する現状の把握のための調査研究</p> <p>①センターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を継続的に実施する。</p> <p>②各センター等が把握した地域の課題や事業のニーズ等を定期的に収集・整理し、地域ごとの課題把握・分析を行うとともに、その結果を関係者に共有する。</p> <p>③そのほか、女性の経済的自立に関する調査研究や初等中等教育分野における男女共同参画の促進に資する調査研究等、新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究を行い、その成果を広く関係者に提供する。</p> <p>④調査研究で把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センター等における研修プログラムの作成等の事業企画や地域における関係者間での連携促進についての知見を提供する。</p> <p>⑤調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、機構の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、分かりやすい冊子や動画にまとめて発信する。</p>	<p>⑤中期目標期間中に、時代の変化によって新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究の実施を検討する。</p>
---	--	---

とが必要となるため、困難度は高い。

### 3 広報活動の強化と効果的な情報発信

男女共同参画に関わる様々な情報が会館にアクセスすることで幅広く利用できる体制を整え、地方公共団体、企業、大学、学校を始めとした教育機関等において、関係者が情報を有効に活用できる環境を整える。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や内閣府等の関係府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携してわかりやすく提供していく。

また、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、国内外のより多様な主体への広報・情報発信を充実・強化していくことにより、研修参加者等の増をはじめとした事業の一層の充実を図る。

#### (1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信

- ①女性教育情報センター利用者に資料等を提供するとともに、女性情報ポータル及びデータベースの整備充実を図り、広く国民に対してわかりやすく情報発信を行う。
- ②中期目標期間中にデータベース化件数については、13万件以上を達成する。
- ③中期目標期間中にのべ150か所以上の男女共同参画センターや大学等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに応じた図書をパッケージ化して貸し出すことにより、学習者への支援を行う。

#### (2) 男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進

- ①女性教育等に関連する歴史的な資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上データベース化する。
- ②アーカイブ企画展を中期目標期間中にのべ30機関以上と連携して実施する。
- ③これまで実施した基礎的研修の実績を踏まえ、女性アーカ

<p>5 国際的な情報収集や発信</p> <p>基本計画において、国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要があるとされている。機構は、男女共同参画・女性活躍推進のためのナショナルセンターとして、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における好事例・先進事例等の積極的な発信を行う。</p> <p>また、センター等が国際的な動向や海外の好事例・先進事例等も参考</p>	<p>5 国際的な情報収集や発信</p> <p>男女共同参画・女性活躍の推進のためのナショナルセンターとして、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における好事例・先進事例等の積極的な発信を行う。</p> <p>また、センター等が国際的な動向や海外の好事例・先進事例等も参考</p>	<p>イブを所有する施設間のネットワーク形成に重点を移し、中期目標期間中に女性アーカイブに関する研修を実施し、毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修成果を効果的に活用できているなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。</p> <p>(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化</p> <p>①会館の事業や取組について積極的に国民に周知し、会館のプレゼンスを高めるため、会館としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントのもとに効果的な広報活動を推進する。ICTの活用により多様な主体への広報活動を充実・強化する。</p> <p>②多様な場で男女共同参画に関する研修等が実施されるよう、会館が行う研修や取組について、地方公共団体や男女共同参画センターのみならず、企業や大学を始めとした教育機関等に対しても、情報発信やプログラムの提供等を行う。ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に45万件以上達成する。</p> <p>③調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、会館の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、わかりやすい冊子や動画にまとめて発信する。</p> <p>④継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や内閣府等の関係府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携してわかりやすく提供する。</p> <p>4 男女共同参画の推進に向けた国際貢献</p>
---	--	--

にしながら業務の企画立案等を行うことを支援するために、男女共同参画・女性活躍に関する国際動向や海外の好事例・先進事例等について収集・整理し、センター等に対して広く情報提供する。

引き続き、男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成を海外の政府機関等と連携を図りつつ実施する。

【指標】

・中期目標期間中に、国際関係事業を延べ10件以上実施する。

(1) 国際的な情報収集と情報発信

国連女性の地位委員会(CSW)や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)で取り上げられている課題(女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップの発揮、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等)について、先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の有識者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組に関する情報のうち男女共同参画促進施策の実施に当たって参考となる情報を収集・発信する。また、これまでに構築した海外の政府機関等との協力体制を基礎として、男女共同参画・女性活躍に関する情報交換や協働事業等を実施する。

【指標】

・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

(2) 諸外国における人材育成

基本計画の重点分野「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画・女性活躍に関連する国際的な取組に貢献することが求められている。

にしながら業務の企画立案等を行うことを支援するために、男女共同参画・女性活躍に関する最新の国際動向や海外の好事例・先進事例等について収集・整理し、センター等に対して広く情報提供する。

引き続き、男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成を国内外の政府機関等と連携を図りつつ実施する。

中期目標期間中に国際関係事業を延べ10件以上実施する。

(1) 国際的な情報収集と情報発信

①国連女性の地位委員会(CSW)や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)で取り上げられている課題(女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップの発揮、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等)について、先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の有識者による国際セミナーを実施し、機構の調査研究の成果や日本国内における優良事例等の積極的な発信を行うとともに、男女共同参画に関する国際動向や海外の先進事例等についてセンター等に対して広く情報提供する。

②国内外の先進的な取組における男女共同参画・女性活躍促進施策の実施に当たって参考となる情報を収集・発信することで、センター等への知見の共有を図る。

③これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画・女性活躍に関する情報交換や協働事業等を実施し、そこで得られた知見を広くセンター等へ共有する。

④セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラス評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

(2) 諸外国における人材育成

①2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画・女性活躍に関連する国際的な取組に貢献するため、ジェンダーに基づく暴力の根絶等、アジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに諸外国の政府機関等と連携した諸外国の男女共同参画に携わる担当者向けの人材

中期目標期間中に、以下に掲げる国際関係事業を10件以上実施する。

(1) アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成

①SDGsのジェンダー主流化や17のゴールに基づき、日本及びアジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに、各国の女性教育・男女共同参画推進のための人材の育成に資する実践的な研修を、外務省やNGOなどと連携して実施する。

②毎年度、セミナー参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。

(2) 国際的課題への対応

①国連女性の地位委員会(CSW)や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)で求められている課題(女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップ、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等)について、ジェンダー平等政策の先進的な取組をテーマとして取り上げ、国

<p>このため、SDGsの17のゴールに基づき、アジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに各国の男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成に資するセミナーを開催する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。</li> </ul>	<p>育成に資するセミナー等を実施する。</p> <p>②セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラス評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。</p>	<p>内外の関係者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組における女性支援施策の情報を収集する。</p> <p>②これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を実施する。</p> <p>③毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しに活用する。</p> <p>5 横断的に取り組む事項</p> <p>(1) 国内外の関係機関等との連携・ネットワークの強化、若者の理解促進</p> <p>①関係府省との意思疎通と情報共有を図り、連携して事業を行うとともに、「国立女性教育会館運営委員会」を有識者や関係府省から意見を聞く場として活用する。</p> <p>②若者の男女共同参画に関する意識・意見の把握に努めるとともに、次代を担う若者への男女共同参画に関する理解を促進させる取組を実施する。男女共同参画は、男性にとっても重要であり男女が共に進めていく必要があるため、女性に限らず男性への理解促進の取組も進める。</p> <p>③中期目標期間中にのべ120機関以上との協働で研修事業等に取り組み、連携によるより効果的な事業を実施するとともに、他団体が実施する男女共同参画に関連する研修等への協力を行う。</p> <p>(2) ICTの活用による教育・学習支援の推進</p> <p>①これまで会館が主催する研修等に直接参加する機会がなかったリーダーを始め、地理的理由等から直接の参加が困難な国民に幅広く学習機会を提供することができるよう、eラーニングやオンライン研修等による教育・学習支援を行う。</p> <p>②会館が実施する研修等の内容の一部又は全部について、オンラインによるライブ又はオンデマンド配信を中期目標期間中に40件以上実施する。</p> <p>③会館が実施する研修のオンラインプログラム等について</p>
--	---	---

<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し、業務の電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し及び効率化を図る。 その結果として、運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規に追加されるもの及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、今中期目標期間の初年度に比して同額以下とし、業務経費（人件費を除く。）については、今中期目標期間の毎年度、初年度の0.375%に相当する額以上の効率化を図る。  なお、新規に追加されるものは、上記に準じて翌年度から同様の効率化を図ることとする。</p> <p>2 調達等の合理化 契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、経済性、公正性及び透明性を確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構及び機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日</p>	<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し、業務の電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し及び効率化を図る。 その結果として、運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規に追加されるもの及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、今中期目標期間の初年度に比して同額以下とし、業務経費（人件費を除く。）については、毎年度、今中期目標期間の初年度の0.375%に相当する額以上の効率化を図る。  なお、新規に追加されるものは、上記に準じて翌年度から同様の効率化を図ることとする。</p> <p>2 調達等の合理化 契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、経済性、公正性及び透明性を確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、間接業務等を、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構と共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日</p>	<p>活用方策を検討し、中期目標期間中にその運用指針を策定する。</p> <p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務効率化に関する取組 （1）経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し、効率化を図ることにより、一般管理費（公租公課を除く。）については、令和2年度と比して5%以上、業務経費（公共施設等運営事業関係経費を除く。）について令和2年度と比して5%以上、中期目標期間中に効率化を図る。  （2）調達等の合理化 契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、コストを削減し公正性、透明性を確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、間接業務等を、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構と共同で実施し、その取組を一層推進する。  （3）給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。</p>
--	--	---

日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。

#### V 財務内容の改善に関する事項

##### 1 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則であることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する(仮に、中期目標期間中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。)

##### 2 自己収入の拡大等

外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行う。

デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。

#### V 財務内容の改善に関する事項

##### 1 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則であることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する(仮に、中期目標期間中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。)

##### 2 自己収入の拡大等

外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行う。

#### VI 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は1億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受け入れに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借り入れることも想定される。

#### VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」(令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館)に基づき、宿泊棟、研修棟、体育施設等の不要な財産については、準備が整い次第、撤去を行う。

不要となることが見込まれる財産は次のとおり。

・研修棟、宿泊棟A、宿泊棟B、宿泊棟C、浴室棟、渡廊下、プール棟、

#### IV 財務内容の改善に関する事項

##### 1 予算の適切な管理と効果的な執行

###### (1) 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

###### (2) 自己収入の拡大等

受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の外部資金の受入れ、施設の有効利用促進等により、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。また、自己収入の取り扱いでは、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

#### V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は1億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受け入れに遅延が生じた場合である。

なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借り入れすることも想定される。

#### VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画

なし

<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制の充実・強化  法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進めるなど所要の規程等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。</p> <p>内部規程を必要に応じて見直し、内部統制の強化及びリスク管理の充実を行う。監事による監査及び機構が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制の継続的な見直しを図る。また、各事業のプロセスや成果等について評価を行う外部評価委員会を設置し、事業内容についての専門的助言を得た上で、必要に応じて改善を図る。</p> <p>2 公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実</p>	<p><u>排水処理施設、構築物、工具器具備品</u></p> <p><b>VII 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画</b> なし</p> <p><b>VIII 剰余金の使途</b>  <u>機構の決算において剰余金が発生したときは、男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、広報啓発活動、研修プログラムの開発・充実及び研修の実施、専門的な調査研究の実施、国際的な情報収集や発信、情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善等の充実に充てる。</u></p> <p><b>IX その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 内部統制の充実・強化  法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進めるなど所要の規程等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。</p> <p>内部規程を必要に応じて見直し、内部統制の強化及びリスク管理の充実を行う。監事による監査及び機構が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制の継続的な見直しを図る。また、各事業のプロセスや成果等について評価を行う外部評価委員会を設置し、事業内容についての専門的助言を得た上で、必要に応じて改善を図る。</p> <p>5 公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実</p>	<p>VII 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>VIII 剰余金の使途</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修事業の充実</li> <li>2 調査研究事業の充実</li> <li>3 広報・情報発信事業の充実</li> <li>4 国際貢献事業の充実</li> <li>5 施設設備の整備等の充実</li> </ol> <p>IX その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算 別紙1のとおり</li> <li>2 収支計画 別紙2のとおり</li> <li>3 資金計画 別紙3のとおり</li> </ol> <p>X その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内部統制の充実・強化</li> </ol> <p>理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や課題等の情報を職員が共有し、所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、役職員のモチベーション・使命感の向上に取り組む。</p> <p>内部規程を必要に応じて見直し、内部統制・リスク管理の充実及び監事による監査機能を強化する。また、監事による監査及び会館が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制等の継続的な見直しを図る。</p> <p>2 業務環境のデジタル化及び情報セキュリティ体制の充実  「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年</p>
--	--	---

<p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。</p> <p>情報セキュリティについては、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき対策を講じ、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより継続的に改善を図る。</p> <p>3 人事に関する計画</p> <p>職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。</p> <p>また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、人事交流や客員研究員制度の活用により、研究職員等を確保し組織の活性化を図る。</p> <p>また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。</p> <p>4 長期的視野に立った施設・設備の整備等</p> <p>「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目指して撤去すべく、必要な準備を行う。</p>	<p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。</p> <p>情報セキュリティについては、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき対策を講じ、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより継続的に改善を図る。</p> <p>6 人事に関する計画</p> <p>職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。</p> <p>また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、人事交流等や客員研究員制度の活用により、特に男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究に必要に応じた研究職員等を確保し組織の活性化を図る。</p> <p>また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。</p> <p>7 長期的視野に立った施設・設備の整備等</p> <p>「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目指して撤去すべく、必要な準備を行う。</p>	<p>12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。あわせて、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>3 人事に関する計画</p> <p>職員の専門性を高めるための研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。さらに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配置するとともに、人事交流等により、研究職員やデジタル人材等を確保し組織の活性化を図る。そのため、人材確保・育成方針を策定しその取組を進める。</p> <p>4 長期的視野に立った施設・設備の整備等</p> <p>長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める（別紙4のとおり）。</p> <p>「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目途に撤去すべく、必要な準備を行う。</p> <p>女性教育・男女共同参画に関する業務の着実な遂行により、多様な主体による施設の利活用をより一層推進するとともに、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。研修施設の利用率について、中期目標期間中に50%以上を達成する。</p> <p>なお、災害時等において、国や地方公共団体等から避難者等の</p>
--	--	--

<p>5 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガス削減のための取組を実施する。</p>	<p><b>8 中期目標期間を超える債務負担</b> <u>中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</u></p> <p><b>9 積立金の使途</b> <u>独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）附則第3条第6項の規定により整理された独立行政法人国立女性教育会館の積立金残高のうち、内閣総理大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人男女共同参画機構法に定める業務の財源に充てる。</u></p> <p><b>10 温室効果ガスの排出の削減</b> 温室効果ガス削減のための取組を実施する。</p>	<p>受け入れの要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効利用する。</p>
--	---	--

独立行政法人男女共同参画機構中期計画（第1期中期計画案、国立女性教育会館第5期中期計画）（別紙）比較表

（主務府省：内閣府・文部科学省）

独立行政法人男女共同参画機構中期計画（第1期）（案）								独立行政法人国立女性教育会館中期計画（第5期）							
別紙1 令和8年度～令和12年度中期計画予算 (単位：百万円)								別紙1 令和3年度～令和7年度中期計画予算 (単位：百万円)							
区別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共通	合計	区別	研修関係事業	調査研究関係事業	広報・情報発信関係事業	国際貢献関係事業	公共施設等運営事業関係事業	共通	合計
収入								収入							
運営費交付金	143	266	147	75	120	2531	3282	運営費交付金	109	63	346	61	632	1326	2537
施設整備補助金							-	施設整備補助金						290	290
自己収入							-	自己収入					321	1	322
計	143	266	147	75	120	2531	3282	計	109	63	346	61	953	1617	3149
支出								支出							
業務経費	143	266	147	75	120		751	業務経費							1533
								うち研修関係経費	109						109
								うち調査研究関係経費		63					63
								うち広報・情報発信関係経費			346				346
								うち国際貢献関係経費				61			62
								うち公共施設等運営事業関係経費					953		953
施設整備費							-	施設整備費						290	290
一般管理費						2531	2531	一般管理費						1327	1326
計	143	266	147	75	120	2531	3282	計	109	63	346	61	953	1617	3149
[人件費の見積り] 期間中総額 1,271 百万円を支出する。								[人件費の見積り] 期間中総額 964 百万円を支出する。							

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]  
別紙のとおり

運営費交付金の算定ルール  
毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$A(y)$ （運営費交付金）  
 $= B(y)$ （一般管理費） +  $C(y)$ （業務経費）

$B(y)$ （一般管理費）  
 $= (B(y-1)$ （前年度一般管理費） -  $D(y-1)$ （前年度人件費） -  $E(y-1)$ （前年度一般管理所要額計上経費））  $\times \beta$ （消費者物価指数）  $\times \alpha 1$ （一般管理費効率化係数） +  $D(y)$ （人件費） +  $E(y)$ （一般管理所要額計上経費） +  $\varepsilon 1$ （新規追加一般管理経費） +  $\delta$ （当該年度特殊経費）

$C(y)$ （業務経費）  
 $= (C(y-1)$ （前年度業務経費） -  $D(y-1)$ （前年度人件費））  $\times \beta$ （消費者物価指数） -  $(C(1)$ （初年度業務経費） -  $D(1)$ （初年度人件費））  $\times \alpha 2$ （業務経費効率化係数） +  $D(y)$ （人件費） +  $\varepsilon 2$ （新規追加業務経費） +  $\delta$ （当該年度特殊経費）

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

$A(y)$ ：運営費交付金  
 $B(y)$ ：運営費交付金額の一般管理費  
 $C(y)$ ：運営費交付金額の業務経費  
 $D(y)$ ：人件費 =  $D(y-1)$ （前年度人件費）  $\times \gamma$ （人件費調整係数）  
 $E(y)$ ：一般管理所要額計上経費  
 当該事業年度における所要額により計上する経費（公租公課、土地賃借料及び保険料）。  
 各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$ ：一般管理費効率化係数  
 $\pm 0\%$   
 $\alpha 2$ ：業務経費効率化係数  
 $\Delta 0.375\%$   
 $\beta$ ：消費者物価指数  
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。  
 $\gamma$ ：人件費調整係数

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]  
別紙のとおり

1. 運営費交付金の算定ルール  
毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$A(y) = P(y) + R 1(y) + R 2(y) + \varepsilon(y) - B(y)$

$A(y)$ ：当該事業年度における運営費交付金  
 $\varepsilon(y)$ ：特殊業務経費。施設・設備の改修工事、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であつて、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。  
 各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

1) 人件費  
毎事業年度の人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$P(y) = P(y-1) \times \sigma$ （係数）  $\times \theta$ （係数）

$P(y)$ ：当該事業年度における人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。  
 $\sigma$ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率、給与改善率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。  
 $\theta$ ：人件費効率化係数。各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される金額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費  
毎事業年度の管理経費の業務費（R1）及び事業経費の業務費（R2）については、以下の数式により決定する。

$R 1, 2(y) = R 1, 2(y-1) \times \beta$ （係数）  $\times \gamma$ （係数）  $\times \alpha 1, 2$ （係数）

$R 1, 2(y)$ ：当該事業年度における業務経費。R1, 2(y-1)は直前の事業年度におけるR1, 2(y)。  
 $\beta$ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。  
 $\gamma$ ：業務政策係数。自己収入に見合う支出を勘案し、また、研究開発の場合には、計画期間中の初期に大きな投資が必要であること、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度

各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\delta$  : 当該年度特殊経費

事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り限定的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。”

$\varepsilon 1$  : 新規追加一般管理経費

新規に追加されるものなど、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する一般管理経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\varepsilon 2$  : 新規追加業務経費

新規に追加されるものなど、社会的・政策的需要を受けて実施する事業のため増加する業務経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

[計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・運営費交付金の見積りについて、一般管理所要額計上経費、新規追加一般管理経費、新規追加業務経費及び当該事業年度における特殊経費については各事業年度の予算編成過程において具体的に決定するが、ここでは、各事業年度において便宜的に令和8事業年度の値を用いて試算。

・ $\beta$  (消費者物価指数) は変動がないもの ( $\pm 0\%$ ) として試算。

・ $\gamma$  (人件費調整係数) は変動がないもの ( $\pm 0\%$ ) として試算。

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 1, 2$  : 効率化係数。各独立行政法人について計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

3) 受託事業等経費 (受託事業実施に伴う間接経費を含む)

毎事業年度の受託事業経費 (F) については、以下の数式により決定する。

$$F(y) = F(y-1) \times \omega \text{ (係数)}$$

F(y) : 当該事業年度における受託事業収入の見積り。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

$\omega$  : 受託収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4) 自己収入

毎事業年度の自己収入 (B) の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \lambda \text{ (係数)} \times \delta \text{ (係数)}$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

$\lambda$  : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\delta$  : 自己収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記] 前提条件

1. 運営費交付金の試算にあたっての係数値

$\alpha 1$  : 効率化係数 :  $\Delta 1.03\%$        $\alpha 2$  : 効率化係数 :  $\Delta 1.03\%$

$\beta$  : 消費者物価指数 : 勘案せず       $\theta$  : 人件費効率化係数 : 勘案せず

$\gamma$  : 業務政策係数 : 勘案せず

$\omega$  : 受託収入政策係数 : 勘案せず       $\delta$  : 自己収入政策係数 : 勘案せず

$\sigma$  : 人件費調整係数 : 勘案せず       $\lambda$  : 収入調整係数 : 0%

## 別紙2

令和8年度～令和12年度収支計画

(単位：百万円)

区別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共通	合計
費用の部							
経常費用	150	280	154	79	127	2715	3505
業務費	150	280	154	79	127		790
一般管理費						2662	2662
減価償却費						53	53
収益の部							
経常収益	150	280	154	79	127	2715	3505
運営費交付金収益	143	266	147	75	120	2531	3282
自己収入							-
施設費収益							-
資産見返運営費交付金戻入						53	53

## 別紙2

令和3年度～令和7年度収支計画

(単位：百万円)

区別	研修関係事業	調査研究関係事業	広報・情報発信関係事業	国際貢献関係事業	公共施設等運営事業関係事業	共通	合計
費用の部							
経常費用	135	74	370	66	957	1545	3147
業務費							
うち研修関係経費	135						
うち調査研究関係経費		74					
うち広報・情報発信関係経費			370				
うち国際貢献関係経費				66			
うち公共施設等運営事業関係経費					957		
一般管理費						1485	1485
減価償却費						60	60
財務費用							-
臨時損失							-
収益の部							
経常収益	135	74	370	66	957	1545	3147
運営費交付金収益	109	63	346	61	632	1306	2517
自己収入					321	1	322
施設費収益						145	145
資産見返運営費交付金戻入						59	59
資産見返物品受贈額戻入						1	1

賞与引当金見返りに 係る収益	5	10	5	3	5	93	121	賞与引当金見返りに 係る収益	19	8	18	4	3	24	76
退職給付引当金見返 りに係る収益	2	4	2	1	2	38	49	退職給付引当金見返 りに係る収益	7	3	6	1	1	9	27
								純利益							
								目的積立金取崩額							
								総利益							

## 別紙3

令和8年度～令和12年度資金計画

(単位：百万円)

区別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共通	合計
資金支出							
業務活動による支出	143	266	147	75	120	2531	3282
投資活動による支出							
次期中期目標の機関への繰越金							
資金収入							
業務活動による収入	143	266	147	75	120	2531	3282
運営費交付金による収入	143	266	147	75	120	2531	3282
自己収入							
投資活動による収入							
施設費による収入							
前期中期目標の期間よりの繰越金							-

## 別紙3

令和3年度～令和7年度資金計画

(単位：百万円)

区別	研修関係事業	調査研究関係事業	広報・情報発信関係事業	国際貢献関係事業	公共施設等運営事業関係事業	共通	合計
資金支出							
業務活動による支出	109	63	346	61	953	1452	2984
投資活動による支出						165	165
次期中期目標の機関への繰越金							-
資金収入							
業務活動による収入							
運営費交付金による収入	109	63	346	61	632	1326	2537
自己収入					321	1	322
投資活動による収入						290	290
施設費による収入							
前期中期目標の期間よりの繰越金							-

別紙4

令和3年度～令和7年度施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
機能性向上改修 屋上防水改修工事	290	施設整備補助金
計	290	